

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析装置の点検業務 仕様書

1 対象装置

トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計

株式会社 島津製作所製 GCMS-TQ8040 NX 1 台

2 履行場所

香川県高松市番町四丁目 1 番 1 0 号

香川県警察本部刑事部科学捜査研究所

3 作業内容

次の各項に定める点検事項をメーカー規定の手順に従い、島津製作所の製品のサービス業務会社である島津アクセスに登録されており、必要な教育を受けたサービス員が行う。

実施日時は、委託者及び受託者間で協議し決定する。

交換、点検及び確認の項目については、以下のとおりである。

(1) トリプル四重極型ガスクロマトグラフ質量分析計 GCMS-TQ8040 NX の点検項目

ア 点検に必要な部品の取付け、交換を実施する。なお、必要な部品については、委託者において事前に準備する。

イ 試料気化室、イオン源及びイオン化室内の洗浄と必要に応じた部品交換

ウ ロータリーポンプのオイル交換及び交換後の真空度の正常確認

エ キャリアガス及び衝突ガスに漏れが無いこと及びガス圧の確認

オ オートフローコントローラーの正常動作確認

カ 気化室、オーブン、インターフェース等の各部の温度制御確認

キ オートサンプラーの正常動作確認

ク 電気系統の正常確認

ケ その他必要に応じた部品の交換と動作確認

4 報告

(1) 作業中に破損箇所等を発見した場合は、直ちに委託者に報告すること。

(2) 業務完了後に作業内容を記したメーカー規定の報告書及び業務完了届を委託者に提出すること。

5 対象外業務

以下の事由によって行う作業は本業務の範囲外とする。

- (1) 委託者の故意又は過失による故障
- (2) 通常消耗品とみなされるものの供給
- (3) 火災等事故、水害、その他天災による故障
- (4) パーソナルコンピュータ、その他周辺機器の故障及びデータの破損

6 その他

- (1) 装置の設置場所への出入りに際しては、委託者の指示に従うこと。
- (2) 委託者は、本契約業務の実施に際し必要な施設、電気、ガス、水道などを、その使用場所で受注者に無償で提供するものとする。
- (3) 当該業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令遵守すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項について、これを定める必要が生じた場合には、委託者及び受注者間での協議により定めるものとする。